

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係] （省略）</p> <p>[措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係] （省略）</p> <p>[措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係] （省略）</p> <p>[措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係] 70の3—1～70の3—12 （省略） 70の3—13 措置法第70条の3第8項に規定する書類の提出先等 70の3—14～70の3—15 （省略）</p> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係] 70の4—1 （省略） （削除）</p> <p>70の4—2～70の4—47 （省略）</p> <p><u>70の4—47の2 措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の付替えがあった場合</u></p> <p>70の4—48 （省略）</p> <p>70の4—49 措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類</p>	<p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係] （同左）</p> <p>[措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係] （同左）</p> <p>[措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係] （同左）</p> <p>[措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係] 70の3—1～70の3—12 （同左） 70の3—13 措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等 70の3—14～70の3—15 （同左）</p> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係] 70の4—1 （同左）</p> <p><u>70の4—1の2 農地法第32条の規定による通知に係るもの</u></p> <p>70の4—2～70の4—47 （同左） （新設）</p> <p>70の4—48 （同左）</p> <p>70の4—49 措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類</p>

改正後	改正前
70の4—50～70の4—53 (省略)	70の4—50～70の4—53 (同左)
70の4—54 第15項各号に掲げる要件に準ずる要件	70の4—54 第13項各号に掲げる要件に準ずる要件
70の4—55～70の4—69 (省略)	70の4—55～70の4—69 (同左)
70の4—69の2 <u>収用交換等による譲渡の日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みの土地を取得した場合の費用</u>	(新設)
70の4—69の3 <u>収用交換等による譲渡の時ににおける代替農地等の価額</u>	(新設)
70の4—70～70の4—71 (省略)	70の4—70～70の4—71 (同左)
70の4—71の2 <u>代替農地等の譲渡等の時ににおける価額が譲渡等の対価の額を超過する場合</u>	(新設)
70の4—72～70の4—74 (省略)	70の4—72～70の4—74 (同左)
70の4—75 措置法第70条の4第18項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保	70の4—75 措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保
70の4—76～70の4—79 (省略)	70の4—76～70の4—79 (同左)
70の4—80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け	70の4—80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け
70の4—81～70の4—86 (省略)	70の4—81～70の4—86 (同左)
70の4—87 措置法第70条の4第22項の権利設定があった場合の同条第1項の担保	70の4—87 措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保
70の4—88～70の4—93 (省略)	70の4—88～70の4—93 (同左)
70の4—93の2 <u>旧法猶予適用者が営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の4の適用関係</u>	(新設)
70の4—94 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い	70の4—94 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い
70の4—95 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出	70の4—95 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出
70の4—96 (省略)	70の4—96 (同左)
〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕 (省略)	〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕 (同左)
〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕	〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕
70の5—1～70の5—5 (省略)	70の5—1～70の5—5 (同左)
70の5—5の2 <u>付替えの承認に係る特例適用農地等</u>	(新設)
70の5—6 措置法第70条の4第17項の規定による承認に係る特定農地等 〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕	70の5—6 措置法70条の4第16項の規定による承認に係る特定農地等 〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕
70の6—1 (省略)	70の6—1 (同左)
(削除)	70の6—1の2 農地法第32条の規定による通知に係るもの

改正後	改正前
70の6—2～70の6—14 (省略)	70の6—2～70の6—14 (同左)
70の6—14の2 <u>受贈者の死亡後に農業の用に供することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</u>	(新設)
70の6—15～70の6—43 (省略)	70の6—15～70の6—43 (同左)
70の6—44 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換え又は付替えがあった場合	70の6—44 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあった場合
70の6—45 (省略)	70の6—45 (同左)
70の6—46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類	70の6—46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類
70の6—47～70の6—49 (省略)	70の6—47～70の6—49 (同左)
70の6—50 前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件	70の6—50 前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件
70の6—51～70の6—62 (省略)	70の6—51～70の6—62 (同左)
70の6—63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第17項の取扱いの準用	70の6—63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第16項の取扱いの準用
70の6—63の2 <u>特例農地等の付替えについての措置法第70条の4第16項の取扱いの準用</u>	(新設)
70の6—64 (省略)	70の6—64 (同左)
70の6—64の2 <u>農業相続人の死亡後に農業の用に供した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</u>	(新設)
70の6—65～70の6—69 (省略)	70の6—65～70の6—69 (同左)
70の6—70 措置法第70条の6第22項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保	70の6—70 措置法第70条の6第21項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保
70の6—71～70の6—73 (省略)	70の6—71～70の6—73 (同左)
70の6—74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け	70の6—74 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け
70の6—75～70の6—80 (省略)	70の6—75～70の6—80 (同左)
70の6—81 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合	70の6—81 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合
70の6—82～70の6—84 (省略)	70の6—82～70の6—84 (同左)
70の6—85 措置法第70条の6第28項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保	70の6—85 措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保
70の6—86～70の6—91 (省略)	70の6—86～70の6—91 (同左)
70の6—92 旧法猶予適用者が営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の6の適用関係	70の6—92 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係
70の6—93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い	70の6—93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い

改正後	改正前
<p>70の6—94 旧法猶予適用者が<u>平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた</u>場合の継続届出書の提出</p> <p>70の6—95 旧法猶予適用者が<u>平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた</u>場合の同条第39項に規定する利子税の割合</p> <p>70の6—96～70の6—104 (省略)</p> <p>70の6—105 <u>平成26年改正前の措置法第70条の4及び平成26年改正前の第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</u></p> <p>70の6—106 既往通達の廃止</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例))関係] (省略)</p>	<p>70の6—94 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出</p> <p>70の6—95 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の同条第39項に規定する利子税の割合</p> <p>70の6—96～70の6—104 (同左) (新設)</p> <p>70の6—105 既往通達の廃止</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例))関係] (同左)</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p>69の4—7 . . .</p> <p>（注） 上記(1)及び(2)の宅地等のうちに被相続人等の居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の居住の用に供されていた部分に限られるのであるが、当該居住の用に供されていた部分が、被相続人の居住の用に供されていた1棟の建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建物を除く。）に係るものである場合には、当該1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が含まれることに留意する。</p> <p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>69の4—7の3 . . .</p> <p>（注） 上記の区分所有建物とは、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）第2条に規定する区分所有建物をいうことに留意する。</p>	<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p>69の4—7 . . .</p> <p>（注） 上記(1)及び(2)の宅地等のうちに被相続人等の居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の居住の用に供されていた部分に限られるのであるが、当該居住の用に供されていた部分が、被相続人の居住の用に供されていた1棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物を除く。）に係るものである場合には、当該1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が含まれることに留意する。</p> <p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>69の4—7の3 . . .</p> <p>（注） 上記の区分所有建物とは、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年3月24日法律第43号）第2条に規定する区分所有建物をいうことに留意する。</p>
<p>〔措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係〕</p> <p>（政府の出資により設立された法人等に対する贈与）</p> <p>70—1—1 措置法第70条第1項に規定する「国」には、政府の出資により設立された法人を含まないものとし、同項に規定する「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3（地方公共団体の種類）に規定する地方公共団体をいい、地方公共団体の出資により設立された法人は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>（注） 地方自治法第1条の3に規定する「地方公共団体」とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区をいう。</p>	<p>〔措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係〕</p> <p>（政府の出資により設立された法人等に対する贈与）</p> <p>70—1—1 措置法第70条第1項に規定する「国」には、政府の出資により設立された法人を含まないものとし、同項に規定する「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3（地方公共団体の種類）に規定する地方公共団体をいい、地方公共団体の出資により設立された法人は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>（注） 地方自治法第1条の3に規定する「地方公共団体」とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、<u>財産区及び地方開発事業団</u>をいう。</p>
<p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（居住の用に供したとき等）</p> <p>70の2—2 . . .</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第8項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによる</p>	<p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（居住の用に供したとき等）</p> <p>70の2—2 . . .</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第7項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによる</p>

改正後	改正前
<p>こととする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第10項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、・・・</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第5項第2号に規定する家屋の床面積及び同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5((床面積の意義))((注)3を除く。)を準用する。</p> <p>(店舗兼住宅等の場合の床面積の基準の判定)</p> <p>70の2—6 措置法令第40条の4の2第1項及び同条第5項第2号に規定する床面積の基準の判定については、70の3—6((店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定))を準用する。</p> <p>(「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の2—9 措置法令第40条の4の2第6項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義については、70の3—9((「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義))を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2—11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項((登録の実施))の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条((一級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2((一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、指定確認検査機関(建築基準法(昭和25</p>	<p>こととする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第7項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第7項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、・・・</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第4項第2号に規定する家屋の床面積及び同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5((床面積の意義))((注)3を除く。)を準用する。</p> <p>(店舗兼住宅等の場合の床面積の基準の判定)</p> <p>70の2—6 措置法令第40条の4の2第1項及び同条第4項第2号に規定する床面積の基準の判定については、70の3—6((店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定))を準用する。</p> <p>(「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の2—9 措置法令第40条の4の2第5項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義については、70の3—9((「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義))を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2—11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項((登録の実施))の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条((一級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2((一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、指定確認検査機関(建築基準法(昭和25</p>

改正後	改正前
<p>年法律第201号) 第77条の21((指定の公示等))第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。)、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項((住宅性能評価))に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。))又は住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条((指定))第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。))が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいい、・・・又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の4の2第4項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する工事は、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当しないが、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当することに留意する。</p> <p>(住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税)</p> <p>70の2—14 住宅取得等資金の贈与をした者が当該住宅取得等資金の贈与をした年中に死亡した場合において、特定受贈者が当該贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けるときには、同条第8項に規定する申告書に同条第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付したものを提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(期限後申告による「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用)</p> <p>70の2—15 期限後申告又は決定による贈与税については、措置法第70条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正による贈与税については、同条第9項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p>	<p>年法律第201号) 第77条の21((指定の公示等))第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。)、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条((住宅性能評価))第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。))又は住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条((指定))第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。))が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいい、・・・又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する工事は、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当しないが、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当することに留意する。</p> <p>(住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税)</p> <p>70の2—14 住宅取得等資金の贈与をした者が当該住宅取得等資金の贈与をした年中に死亡した場合において、特定受贈者が当該贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けるときには、同条第7項に規定する申告書に同条第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付したものを提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(期限後申告による「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用)</p> <p>70の2—15 期限後申告又は決定による贈与税については、措置法第70条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正による贈与税については、同条第8項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p>

改正後	改正前
<p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3—1 . . .</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第8項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあつては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、. . .</p> <p>(2) 同条第9項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあつては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、. . .</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3—5 . . .</p> <p>また、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積とは、建物の区分所有等に関する法律第2条第3項((定義))に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(注) 1 措置法令第40条の5第5項第2号に規定する床面積についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>2 . . .</p> <p>(店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定)</p> <p>70の3—6 措置法令第40条の5第1項に規定する床面積基準の判定に当たり、次に掲げる家屋については、それぞれに掲げる床面積により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 措置法令第40条の5第5項第2号に規定する床面積基準の判定についても、上記に準じて行う。</p> <p>(「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の3—9 措置法令第40条の5第6項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」とは、. . .</p>	<p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3—1 . . .</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第7項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第6項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあつては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、. . .</p> <p>(2) 同条第6項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあつては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、. . .</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3—5 . . .</p> <p>また、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項((定義))に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(注) 1 措置法令第40条の5第4項第2号に規定する床面積についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>2 . . .</p> <p>(店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定)</p> <p>70の3—6 措置法令第40条の5第1項に規定する床面積基準の判定に当たり、次に掲げる家屋については、それぞれに掲げる床面積により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 措置法令第40条の5第4項第2号に規定する床面積基準の判定についても、上記に準じて行う。</p> <p>(「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の3—9 措置法令第40条の5第5項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」とは、. . .</p>

改正後	改正前
<p>(店舗兼住宅等の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定)</p> <p>70の3—10 . . .</p> <p>(注) 1 その家屋(措置法令第40条の5第4項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3—10において同じ。)の一部が措置法第70条の3第3項第5号に規定する増改築等の対価に充てるための金銭 . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の3—11 . . . 平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の4の2第4項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する場合には、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当するが、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当しないことに留意する。</p> <p>(贈与者に係る住所又は居所を証する書類)</p> <p>70の3—12 措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用する場合における相続税法施行規則第11条第1項第2号に規定する当該贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、 . . .</p> <p>(措置法第70条の3第8項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3—13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の7—15までにおいて「特定贈与者」という。)が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第8項に規定する書類(以下70の3—13において「第8項に規定する書類」という。)の提出期限前に第8項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第8項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p>	<p>(店舗兼住宅等の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定)</p> <p>70の3—10 . . .</p> <p>(注) 1 その家屋(措置法令第40条の5第3項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3—10において同じ。)の一部が措置法第70条の3第3項第5号に規定する増改築等の対価に充てるための金銭 . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の3—11 . . . 平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する場合には、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当するが、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当しないことに留意する。</p> <p>(贈与者に係る住所又は居所を証する書類)</p> <p>70の3—12 措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用する場合における相続税法施行規則第11条第1項第2号に規定する当該贈与をした者の65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、 . . .</p> <p>(措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3—13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の7—15までにおいて「特定贈与者」という。)が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第7項に規定する書類(以下70の3—13において「第7項に規定する書類」という。)の提出期限前に第7項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第7項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p>

改正後				改正前			
区 分		提出先	提出期限	区 分		提出先	提出期限
[1] 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 措置法第70条の3第8項に規定する書類に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	① 特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限	[1] 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 措置法第70条の3第7項に規定する書類に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	① 特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限
	② 特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限)前に特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき		当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限		② 特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限)前に特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき		当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
[2] 住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が第8項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合(上記[1]に該当する場合を除く。)		当該特定受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限	[2] 住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が第7項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合(上記[1]に該当する場合を除く。)		当該特定受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限

[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係]

(農地又は採草放牧地の意義)

70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの及び農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項(利用意向調査)又は第33条第1項の規定による同法第32条第1項に規定する利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)に係るもののうち同法第36条第1項各号(農地中間管理権の取得に関する協議の勧告)に該当するとき(同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く。以下70の6—13の2までにおいて同じ。)における当該農地以外のものをいう。

(1) . . .

(削除)

[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係]

(農地又は採草放牧地の意義)

70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの及び農地法(昭和27年法律第229号)第32条(遊休農地である旨の通知等)の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。以下70の6—13の2までにおいて同じ。)に係るもの以外のものをいう。

(1) . . .

(農地法第32条の規定による通知に係るもの)

70の4—1の2 措置法第70条の4第1項に規定する「農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第1号において同じ。)に係るもの」とは、農地法第32条の規定による通知の対象となった農地をいうことに留意する。

改正後	改正前
<p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4—4 ……又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長（東京都の特別区の区長を含む。）に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第11項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>(農業を営む個人等)</p> <p>70の4—6 ……</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第6項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>(注) 上記により、……</p> <p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4—6の2 措置法令第40条の6第3項に規定する「従前採草放牧地」とは、次に掲げる採草放牧地をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>(従前準農地の意義等)</p> <p>70の4—6の3 措置法令第40条の6第5項に規定する「従前準農地」の意義等については、70の4—6の2((従前採草放牧地の意義等))を準用する。</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4—7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の<u>うち</u>に、<u>利用意向調査に係る農地で農地法第36条第1項各号に該当するときにおける当該農地について、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) ……</p>	<p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4—4 ……又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長（東京都の特別区の区長を含む。）に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第9項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>(農業を営む個人等)</p> <p>70の4—6 ……</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>(注) 上記により、……</p> <p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4—6の2 措置法令第40条の6第2項に規定する「従前採草放牧地」とは、次に掲げる採草放牧地をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>(従前準農地の意義等)</p> <p>70の4—6の3 措置法令第40条の6第4項に規定する「従前準農地」の意義等については、70の4—6の2((従前採草放牧地の意義等))を準用する。</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4—7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の<u>内</u>に、<u>農地法第32条の規定による通知の対象となった農地があるときにおいて、当該通知の対象となった農地について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) ……</p>

改正後	改正前
<p>(2) . . .</p> <p>(3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—11 措置法令第40条の6第6項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第69項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、. . .</p> <p>(贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</p> <p>70の4—12の2 70の4—7((贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該贈与者が所有する農地のうちに、利用意向調査に係る農地で農地法第36条第1項各号に該当するときにおける当該農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4—14 . . .当該権利がはじめからなかったものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利のうち措置法令第40条の6第3項に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地の措置法令第40条</p>	<p>(2) . . .</p> <p>(3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—11 措置法令第40条の6第5項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第63項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、. . .</p> <p>(贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</p> <p>70の4—12の2 70の4—7((贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該贈与者が所有する農地法第32条の規定による通知の対象となった農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4—14 . . .当該権利がはじめからなかったものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利のうち措置法令第40条の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地の措置法令第40条</p>

改正後	改正前
<p>の6第3項に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条第5項に規定する3分の2以上の面積となる部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の4第1項の規定の適用については、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があった日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ・・・</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7第4項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ・・・</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第34項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(2)・・・</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—20・・・同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第6項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第34項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>70の4—21・・・</p> <p>(1)・・・</p>	<p>の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条第4項に規定する3分の2以上の面積となる部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の4第1項の規定の適用については、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があった日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ・・・</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ・・・</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第33項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(2)・・・</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—20・・・同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第33項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>70の4—21・・・</p> <p>(1)・・・</p>

改正後	改正前
<p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかったものとして措置法令第40条の6第8項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額として同条第14項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地(当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第29項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第15項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(4) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡であり、同法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地(同条第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に、同項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該1年以内に農地又は採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地(同条第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第32項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第16項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注)1 上記(1)から(4)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70</p>	<p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかったものとして措置法令第40条の6第7項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額として同条第12項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第27項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第15項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注)1 上記(1)から(3)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70</p>

改正後	改正前
<p>条の4第33項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項(延納の要件)の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 上記(2)のお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があった農地等の面積は、その後における措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。</p> <p>3 <u>上記(4)の場合において、措置法第70条の4第16項の規定の対象となる農地若しくは採草放牧地又は土地には、同条第1項の規定の適用を受ける農地等とともに贈与により取得した農地等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4—22 . . .</p> <p>(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等のあった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして措置法令第40条の6第8項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第14項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、 . . .</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第36項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第17項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第5項第1号に係る部分についても同条第33項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4—23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第4項、第15項、<u>第16項又は第17項</u>に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4—23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる日とする。</p>	<p>条の4第32項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項(延納の要件)の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 上記(2)のお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があった農地等の面積は、その後における措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4—22 . . .</p> <p>(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等のあった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして措置法令第40条の6第7項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第12項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、 . . .</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第30項の規定による<u>代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出</u>があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第16項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第5項第1号に係る部分についても同条第32項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4—23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第4項、第15項<u>又は第16項</u>に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4—23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる日とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 <u>特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地(当該譲渡が措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第17項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第29項又は第36項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</u></p> <p>2 <u>譲渡の時におけるその価額が当該譲渡の対価の額の全部若しくは一部に相当する農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある土地を、当該特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、措置法第70条の4第16項の規定による税務署長の付替えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第32項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</u></p> <p>3 措置法第70条の8第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(3)に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の4—24 措置法令第40条の6第9項に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であっても、その親族は含まないことに取り扱う。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次</p>	<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第16項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第27項又は第30項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 措置法第70条の8第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(3)に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の4—24 措置法令第40条の6第8項に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であっても、その親族は含まないことに取り扱う。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第15項第3号若しくは第17項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放牧地（以下70の5—6までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合又は同条第16項に規定する代替農地等（以下70の6—14の2までにおいて「代替農地等」という。）で、同項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放牧地（以下70の4—71の2までにおいて「付替農地等」という。）を農業の用に供していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2) 既往において、同条第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D+E)}$ <p>(3) 既往において、付替農地等を農業の用に供している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')}$ <p>(4) 既往において、同条第17項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D''+E'')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第11項に規定する譲渡又は設定（以下70の4—30までにおいて「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\frac{\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特定適用農地等の対価の額}}$	<p>に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地（以下70の5—6までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2) 既往において、同条第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D+E)}$ <p>(3) 既往において、同条第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第9項に規定する譲渡又は設定（以下70の4—30までにおいて「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\frac{\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特定適用農地等の対価の額}}$

改正後	改正前
<p>Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>Fは、代替取得農地等又は付替農地等の面積をいう。</p> <p><u>D'</u> は、既往において同条第16項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\frac{\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額に相当する代替農地等の価額}}{\text{譲渡等をした特例適用農地等の対価の額}}}{D' \text{ の面積} \times \frac{\text{代替農地等の価額のうち農業の用に供していない部分に相当する価額}}{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}}$ <p><u>D''</u> は、既往において同条第17項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\frac{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}}{E'' \text{ は、} D'' \text{ の面積のうち、同項第2号ハの規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。}}$	<p>Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>Fは、代替取得農地等の面積をいう。</p> <p><u>D'</u> は、既往において同条第16項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\frac{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}}{E' \text{ は、} D' \text{ の面積のうち、同項第2号ハの規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。}}$

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"> $D'' \text{ の面積} \times \frac{D'' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D'' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ </p> <p>(具体的計算例)</p> <p>例1</p> <p>例2</p> <p>例3 既住において、措置法第70条の4第17項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> <p>①</p> <p>(計算)</p> <p>㉠</p> <p>㉡</p> <p>㉢</p> <p>㉣ 「D^{''}」の数値(③)</p> <p>㉤ 「E^{''}」の数値(④)</p> <p>㉥</p> <p>㉦ 100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B+C}{A+(F-D''+E'')} = \frac{4.5+0}{20+(4-3+1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の4—27 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される措置法第40条の6第9項に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を措置法第40条の6第13項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれることに留意する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)</p> <p>70の4—28 措置法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される措置法第40条の6第9項に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態の</p>	<p style="text-align: center;"> $D' \text{ の面積} \times \frac{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ </p> <p>(具体的計算例)</p> <p>例1</p> <p>例2</p> <p>例3 既住において、措置法第70条の4第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> <p>①</p> <p>(計算)</p> <p>㉠</p> <p>㉡</p> <p>㉢</p> <p>㉣ 「D[']」の数値(③)</p> <p>㉤ 「E[']」の数値(④)</p> <p>㉥</p> <p>㉦ 100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')} = \frac{4.5+0}{20+(4-3+1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の4—27 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される措置法第40条の6第8項に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を措置法第40条の6第11項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれることに留意する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)</p> <p>70の4—28 措置法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される措置法第40条の6第8項に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態の</p>

改正後	改正前
<p>ままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから留意する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の4—29 措置法令第40条の6第11項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、・・・</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4—29の2 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外される譲渡等は、措置法第70条の6第1項第1号に規定する「第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」とは異なることに留意する。</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第11項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業(農用地等の借受けを除く。)のための譲渡</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第1号に定める事業(同号ハに掲げるものを除く。))及び同項第2号に定める事業に限る。)のための譲渡</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡</p> <p>(注) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第11項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4—32 措置法第70条の4第4項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等</p>	<p>ままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから留意する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の4—29 措置法令第40条の6第9項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、・・・</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4—29の2 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外される譲渡等は、措置法第70条の6第1項第1号に規定する「第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」とは異なることに留意する。</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第9項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項((定義))に規定する農地保有合理化事業(同項第1号に掲げる事業に限る。)のための譲渡</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第1号に定める事業(同号ハに掲げるものを除く。))及び同項第2号に定める事業に限る。)のための譲渡</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡</p> <p>(注) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第9項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4—32 措置法第70条の4第4項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等</p>

改正後	改正前
<p>に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第9項の規定による受贈者（措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。）の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p>	<p>に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第8項の規定による受贈者（措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。）の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p>
<p>（交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合）</p>	<p>（交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合）</p>
<p>70の4—33</p> <p>したがって、当該交換若しくは換地処分により取得した農地若しくは採草放牧地又は同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡で、1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する土地につき、同条第15項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6第29項の規定による申請書の提出を要することとなる。</p>	<p>70の4—33</p> <p>したがって、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第15項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6第27項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p>
<p>（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）</p>	<p>（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）</p>
<p>70の4—36 措置法第70条の4第31項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額（既に同条第4項又は第5項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。）について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。</p>	<p>70の4—36 措置法第70条の4第30項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額（既に同条第4項又は第5項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。）について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。</p>
<p>（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算）</p>	<p>（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算）</p>
<p>70の4—37</p> <p>（注）1</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があつた特例適用農地等が代替取得農地等又は付替農地等である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\begin{array}{l} \text{贈与により取得した特例適用農地等で買換え又は付替えの承認に係る譲渡等があつたものの贈与等の価額} \\ \times \\ \frac{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額又は付替農地等の価額}}{\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換え又は付替えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}} \end{array}$	<p>70の4—37</p> <p>（注）1</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があつた特例適用農地等が代替取得農地等である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\begin{array}{l} \text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等があつたものの贈与等の価額} \\ \times \\ \frac{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}{\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}} \end{array}$
<p>（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）</p> <p>70の4—40 措置法令第40条の6第16項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受</p>	<p>（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）</p> <p>70の4—40 措置法令第40条の6第14項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受</p>

改正後	改正前
<p>贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものの全て」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等及び付替農地等を含む。）のみをいうのであるが、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第67項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第16項の使用貸借による権利の設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p>	<p>贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものの全て」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等を含む。）のみをいうのであるが、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第61項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第14項の使用貸借による権利の設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p>
<p>（推定相続人に該当することを証する書類）</p>	<p>（推定相続人に該当することを証する書類）</p>
<p>70の4—41 措置法規則第23条の7第10項第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 推定相続人が受贈者の子である場合 推定相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 推定相続人が受贈者の孫である場合 受贈者の子及び推定相続人の戸籍抄本</p>	<p>70の4—41 措置法規則第23条の7第9項第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 推定相続人が受贈者の子である場合 推定相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 推定相続人が受贈者の孫である場合 受贈者の子及び推定相続人の戸籍抄本</p>
<p>（推定相続人が3年以上農業に従事していたこと）</p>	<p>（推定相続人が3年以上農業に従事していたこと）</p>
<p>70の4—42 措置法令第40条の6第15項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4—11（（3年以上農業に従事していたこと）と同様とする。</p>	<p>70の4—42 措置法令第40条の6第13項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4—11（（3年以上農業に従事していたこと）と同様とする。</p>
<p>（使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅）</p>	<p>（使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅）</p>
<p>70の4—45 措置法令第40条の6第18項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「第六項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、・・・</p>	<p>70の4—45 措置法令第40条の6第16項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「第六項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、・・・</p>
<p>（使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価）</p>	<p>（使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価）</p>
<p>70の4—46 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、措置法第70条の4第15項、第16項又は第17項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>	<p>70の4—46 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、措置法第70条の4第15項又は第16項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>
<p>（措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合）</p>	<p>（措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合）</p>
<p>70の4—47 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地（当該譲渡が</p>	<p>70の4—47 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見</p>

改正後	改正前
<p>同条第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地の<u>全て</u>について、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第29項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p> <p><u>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の付替えがあった場合)</u></p> <p>70の4—47の2 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等（特例適用農地等のうち同条第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例適用農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）をした場合には、代替農地等で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該被設定者の農業の用に供する見込みであり、かつ、<u>当該農業の用に供する見込みである農地若しくは採草放牧地又は土地の全てについて、当該被設定者に対し当該被設定者の農業の用に供した日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第32項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該農業の用に供した農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</u></p> <p>70の4—48 ……かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地の<u>全て</u>について、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第36項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p> <p><u>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</u></p> <p>70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買</p>	<p>込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地の<u>すべて</u>について、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第27項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</u></p> <p>70の4—48 ……かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地の<u>すべて</u>について、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第30項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p> <p><u>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</u></p> <p>70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買</p>

改正後	改正前
<p>換えがあった場合)、70の4—47の2(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の付替えがあった場合)又は70の4—48(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)により措置法令第40条の6第29項、第32項又は第36項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項、第16項又は第17項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、又は譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供し、かつ、その取得の日又は当該代替農地等を農業の用に供した日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第23項、第24項又は第25項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4—50 被設定者とその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をした場合には、措置法令第40条の6第18項第4号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第9項に規定する転用に該当することに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4—51 . . .</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第18項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の4—52 措置法令第40条の6第18項第2号に規定する「他の推定相続人」については、70の4—9(推定相続人の範囲)を準用する。</p> <p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p> <p>70の4—53 措置法規則第23条の7第13項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを</p>	<p>換えがあった場合)又は70の4—48(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)により措置法令第40条の6第27項又は第30項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第16項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第22項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4—50 被設定者とその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をした場合には、措置法令第40条の6第16項第4号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第8項に規定する転用に該当することに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4—51 . . .</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第16項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の4—52 措置法令第40条の6第16項第2号に規定する「他の推定相続人」については、70の4—9(推定相続人の範囲)を準用する。</p> <p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p> <p>70の4—53 措置法規則第23条の7第12項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを</p>

改正後	改正前
<p>証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第18項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 受贈者から措置法令第40条の6第18項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>(第15項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の4—54 措置法令第40条の6第18項第2号に規定する「第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうことに留意する。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第18項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第67項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第22項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の4の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4—58 措置法令第40条の6第21項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は第23項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p>70の4—65 . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の4第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の</p>	<p>証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>(第13項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の4—54 措置法令第40条の6第16項第2号に規定する「第13項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうことに留意する。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第61項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第21項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の4の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4—58 措置法令第40条の6第19項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は第21項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p>70の4—65 . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の4第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の</p>

改正後	改正前
<p>6 第27項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4—67 措置法第70条の4 第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第17項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合・・・</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4—68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事若しくは農業委員会の許可を要するもの又は農用地利用集積計画の定めを要するものについては、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4 第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第17項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、・・・</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>70の4—69 措置法第70条の4 第15項又は第17項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。</p> <p>(1) 同条第15項又は第17項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第15項第2号及び第3号又は第17項第2号ハ及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。</p> <p>(2) 同条第15項第3号又は第17項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。</p> <p><u>(収用交換等による譲渡の日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みの土地を取得した場合の費用)</u></p>	<p>6 第25項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4—67 措置法第70条の4 第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第16項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合・・・</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4—68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事若しくは農業委員会の許可を要するもの又は農用地利用集積計画の定めを要するものについては、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4 第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第16項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、・・・</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>70の4—69 措置法第70条の4 第15項又は第16項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。</p> <p>(1) 同条第15項又は第16項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第15項第2号及び第3号又は第16項第2号ハ及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。</p> <p>(2) 同条第15項第3号又は第16項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の4—69の2</u> 措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、 同項に規定する譲渡等があった日から1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する土地を、農地又は採草放牧地とするために要した費用があるときは、当該費用を同条第15項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得に充てられた費用として差し支えないものとする。</p> <p>(収用交換等による譲渡の時における代替農地等の価額)</p> <p><u>70の4—69の3</u> 措置法第70条の4第16項の規定による付替えの承認を受けている場合において、 同項に規定する譲渡等があった日から1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する土地を、農地又は採草放牧地とするために要した費用があるときは、措置法規則第23の7第24項に規定する「公共事業施行者の当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地として同項に規定する代替農地等の当該譲渡等の時における価額を明らかにする書類」に記載された当該土地の当該譲渡等の時における価額に当該費用を加算した金額を、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額として差し支えないものとする。</p> <p>(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)</p> <p>70の4—70 措置法第70条の4第15項又は第17項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。</p> <p>(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)</p> <p>70の4—71 措置法第70条の4第15項第3号又は第17項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第15項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第17項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(代替農地等の譲渡等の時における価額が譲渡等の対価の額を超過する場合)</p> <p><u>70の4—71の2</u> 措置法第70条の4第16項第3号の規定の適用に当たり、同項の承認に係る譲渡等</p>	<p>(新設)</p> <p>(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)</p> <p>70の4—70 措置法第70条の4第15項又は第16項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。</p> <p>(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)</p> <p>70の4—71 措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第15項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第16項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>の時に<u>おける代替農地等の価額が、譲渡等をした特例適用農地等の対価の額を超える場合には、次の算式により計算した部分を同項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」ものとして取り扱う。</u></p> <p><u>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</u></p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) <u>Aは、代替農地等の面積</u> <u>Bは、措置法第70条の4第16項の承認に係る譲渡等の時に<u>おける代替農地等の価額</u>(70の4—69の3(収用交換等による譲渡の時に<u>おける代替農地等の価額</u>))により取得に要した費用の額を含む。) <u>Cは、譲渡等をした特例適用農地等の対価の額</u></u></p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—88までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—83までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例適用農地等は含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)</p> <p>(3) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—72において「賃借権等」という。)を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) . . .</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p>70の4—73 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、. . .</p>	<p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—88までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—83までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例適用農地等は含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)</p> <p>(3) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—72において「賃借権等」という。)を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) . . .</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p>70の4—73 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、. . .</p>

改正後	改正前
<p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p>70の4—74 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないことに留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第18項の規定の適用はない。</p> <p>(措置法第70条の4第18項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4—75 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第18項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の4—76 措置法第70条の4第19項に規定する届出書は、同条第18項の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—77 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4—78までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、同条第23項の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4—77において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法</p>	<p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p>70の4—74 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないことに留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第17項の規定の適用はない。</p> <p>(措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4—75 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第17項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の4—76 措置法第70条の4第18項に規定する届出書は、同条第17項の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—77 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4—78までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第17項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、同条第21項の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4—77において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法</p>

改正後	改正前
<p>第70条の4第18項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第52項、第60項及び第63項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—78 措置法第70条の4第19項に規定する届出書、措置法令第40条の6第44項に規定する届出書又は同条第46項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4第34項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第27項の規定により準用する同条第25項の規定の適用を受ける場合には、同条第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第50項に規定する届出書又は同条第52項に規定する届出書の提出を要することに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の4—79 措置法令第40条の6第69項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定める贈与の日における当該農地等としての価額をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4—80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4—93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第51項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者（以下70の4—80において「猶予適用者」という。）に該当する受贈者にあつては次の(2)又は(3)に掲げる貸付け）を行った場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け</p> <p>(2) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け</p>	<p>第70条の4第17項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第46項、第54項及び第57項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—78 措置法第70条の4第18項に規定する届出書、措置法令第40条の6第38項に規定する届出書又は同条第40項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4第33項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第26項の規定により準用する同条第24項の規定の適用を受ける場合には、同条第22項に規定する届出書、措置法令第40条の7第43項に規定する届出書又は同条第45項に規定する届出書の提出を要することに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の4—79 措置法令第40条の6第63項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定める贈与の日における当該農地等としての価額をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4—80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4—93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第45項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者（以下70の4—80において「猶予適用者」という。）に該当する受贈者にあつては次の(2)又は(3)に掲げる貸付け）を行った場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け</p> <p>(2) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け</p>

改正後	改正前
<p>(3) . . .</p> <p>(受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合)</p> <p>70の4—81 措置法第70条の4第22項に規定する受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の6第51項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限（以下70の4—81において「贈与税の申告書の提出期限」という。）後において、受贈者に措置法令第40条の6第51項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(営農困難時貸付けを行う特例適用農地等の単位)</p> <p>70の4—82 措置法第70条の4第22項の規定は、特例適用農地等の一部について貸付けを行う場合でも適用があることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等)</p> <p>70の4—83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等（受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同条第18項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）及び措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第52項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行って</p>	<p>(3) . . .</p> <p>(受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合)</p> <p>70の4—81 措置法第70条の4第21項に規定する受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の6第45項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限（以下70の4—81において「贈与税の申告書の提出期限」という。）後において、受贈者に措置法令第40条の6第45項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(営農困難時貸付けを行う特例適用農地等の単位)</p> <p>70の4—82 措置法第70条の4第21項の規定は、特例適用農地等の一部について貸付けを行う場合でも適用があることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等)</p> <p>70の4—83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等（受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同条第17項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）及び措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第46項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進</p>

改正後	改正前
<p>いる市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の4—85 措置法第70条の4第22項に規定する届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、営農困難時貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第23項第2号に規定する届出書及び同項第4号に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の4—86 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った特例適用農地等の所在が同号ニ(1)から(3)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号ニ(1)から(3)に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の全てのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第23項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第37項第1号ロ(2)に掲げる書類についても同様であることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第22項の権利設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4—87 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第22項に規定する権利設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないことに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p>	<p>事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の4—85 措置法第70条の4第21項に規定する届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、営農困難時貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第22項第2号に規定する届出書及び同項第4号に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の4—86 措置法第70条の4第21項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第32項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った特例適用農地等の所在が同号ニ(1)から(3)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号ニ(1)から(3)に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長のすべてのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第34項第1号ロ(2)に掲げる書類についても同様であることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4—87 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第21項に規定する権利設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないことに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p>

改正後	改正前
<p>70の4—88 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等（以下70の4—92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。）に同条第23項に規定する耕作の放棄（以下70の4—92までにおいて「耕作の放棄」という。）又は同項に規定する権利消滅（以下70の4—92までにおいて「権利消滅」という。）があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第52項に規定する措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>（注） 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第62項において準用する措置法第70条の4第18項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>（新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類）</p> <p>70の4—89 措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イからハに掲げる<u>農地中間管理機構</u>、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>（営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合）</p> <p>70の4—90 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける受贈者について、営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該営農困難時貸付農地等を当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合であっても、その贈与税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>（営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合）</p> <p>70の4—91 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第34項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該受贈者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第23項第4号に規定する届出書がその提出期限（当該受贈者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない</p>	<p>70の4—88 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等（以下70の4—92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。）に同条第22項に規定する耕作の放棄（以下70の4—92までにおいて「耕作の放棄」という。）又は同項に規定する権利消滅（以下70の4—92までにおいて「権利消滅」という。）があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第46項に規定する措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>（注） 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第56項において準用する措置法第70条の4第17項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>（新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類）</p> <p>70の4—89 措置法令第40条の6第49項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第36項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イからハに掲げる<u>農地保有合理化法人</u>、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>（営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合）</p> <p>70の4—90 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者について、営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該営農困難時貸付農地等を当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合であっても、その贈与税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>（営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合）</p> <p>70の4—91 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該受贈者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第22項第4号に規定する届出書がその提出期限（当該受贈者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない</p>

改正後	改正前
<p>部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから受贈者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第23項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の4—92 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第34項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該贈与者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第23項第4号に規定する届出書がその提出期限（当該贈与者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) 耕作の放棄又は権利消滅があった日から2月以内に当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>(2) 同項第3号に規定する税務署長の承認を受け、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに、当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>(注) 1 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから贈与者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第23項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>2 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡したときにおいて、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る受贈者が当該営農困難時貸付農地等を措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該営農困難時貸付農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7第59項に定めるところによることに留意する。</p>	<p>部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから受贈者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第22項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の4—92 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該贈与者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第22項第4号に規定する届出書がその提出期限（当該贈与者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) 耕作の放棄又は権利消滅があった日から2月以内に当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>(2) 同項第3号に規定する税務署長の承認を受け、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに、当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>(注) 1 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから贈与者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第22項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>2 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡したときにおいて、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る受贈者が当該営農困難時貸付農地等を措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該営農困難時貸付農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7第52項に定めるところによることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4—93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う同条第4項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の4の適用関係)</p> <p>70の4—93の2 旧法猶予適用者(次の(1)から(9)までに掲げる受贈者をいう。)が、平成26年4月1日以後に特例適用農地等について営農困難時貸付けを行うときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)による改正前の租税特別措置法(以下70の6—105までにおいて「平成26年度改正前の措置法」という。)第70条の4第21項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(1) 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)附則第20条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(2) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(4) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「平成12年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(5) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)第1条の規定による改</p>	<p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4—93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号又は第3項第1号ロに規定する事業により同条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>正前の租税特別措置法（以下「平成13年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(6) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第32条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(7) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第123条第10項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成15年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(8) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成17年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(9) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第66条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法（以下70の6-104までにおいて「平成21年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(注) <u>旧法猶予適用者が平成26年度改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける場合には、旧法猶予適用者は、同条第1項に規定する受贈者とみなして、同条第21項から第24項まで、第28項、第34項、第35項及び第37項、同法第70条の5第1項並びに第70条の6第29項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の4-94 <u>昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が有する特例適用農地等のうちに平成26年改正前の措置法第70条の4第2</u></p>	<p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の4-94 <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和50年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成3年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項本</u></p>

改正後	改正前
<p>項第3号に規定する特定市街化区域農地等があるときには、当該特定市街化区域農地等については同号イからハマで掲げる区域外に所在する特例適用農地等とみなして同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の4—95 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が平成26年改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第10項の規定の適用を受けている場合又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第13項の規定の適用を受けている場合の平成26年改正前の措置法第70条の4第26項に規定する届出書(以下70の4—95において「継続届出書」という。)の提出については、同条第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに当該継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—96 措置法第70条の4第27項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2—1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2—7までにお</p>	<p>文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が有する特例適用農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等があるときには、当該特定市街化区域農地等については同号イからハマで掲げる区域外に所在する特例適用農地等とみなして同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の4—95 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第10項の規定の適用を受けている場合又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第13項の規定の適用を受けている場合の措置法第70条の4第26項に規定する届出書(以下70の4—96において「継続届出書」という。)の提出については、同条第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに当該継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—96 措置法第70条の4第26項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2—1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2—7までにお</p>

改正後	改正前
<p>いて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の4第1項に規定する準農地である特例適用農地等 (2) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 (3) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等 (4) 措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が特定貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。) (6) 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例適用農地等 <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の4の2—2 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等に同条第23項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例適用農地等に係る新たな貸付けを特定貸付けにより行ったときであっても、当該特定貸付けは措置法第70条の4第22項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の4の2の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4の2—6 措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の6の2第7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</p>	<p>いて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の4第1項に規定する準農地である特例適用農地等 (2) 措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 (3) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等 (4) 措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が特定貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。) (6) 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例適用農地等 <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の4の2—2 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等に同条第22項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例適用農地等に係る新たな貸付けを特定貸付けにより行ったときであっても、当該特定貸付けは措置法第70条の4第21項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の4の2の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4の2—6 措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の6の2第7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(特定貸付けを行っている特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者等が死亡した場合)</p> <p>70の4の2—7 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例適用農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の4第34項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の4の2—10 次の(1)又は(2)に掲げる旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第10項の規定により措置法第70条の4第1項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)又は(2)に掲げる受贈者の区分に応じ(1)又は(2)に掲げる規定の適用を受けている場合の同条第27項に規定する届出書（以下70の4の2—10において「継続届出書」という。）については、措置法第70条の4の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>(当該農地等)</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については、上記の「当該農地等」に含まれないことに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5—3 措置法第70条の4第18項第1号の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等（以下70の5—3において「一時的道路用地等」という。）の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべ</p>	<p>(特定貸付けを行っている特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者等が死亡した場合)</p> <p>70の4の2—7 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例適用農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の4第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の4の2—10 次の(1)又は(2)に掲げる旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第10項の規定により措置法第70条の4第1項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)又は(2)に掲げる受贈者の区分に応じ(1)又は(2)に掲げる規定の適用を受けている場合の同条第26項に規定する届出書（以下70の4の2—10において「継続届出書」という。）については、措置法第70条の4の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>(当該農地等)</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については、上記の「当該農地等」に含まれないことに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5—3 措置法第70条の4第17項第1号の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等（以下70の5—3において「一時的道路用地等」という。）の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべ</p>

改正後	改正前
<p>き価額は、・・・</p> <p>(営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5—4 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の5—4において「営農困難時貸付け」という。）が行われている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 営農困難時貸付けが行われていた農地等について、措置法令第40条の7第59項の規定により措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合に、当該農地等に係る贈与者の死亡の日において、当該農地等につき新たな営農困難時貸付けが行われていないときの当該農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p><u>(付替えの承認に係る特例適用農地等)</u></p> <p>70の5—5の2 <u>特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第16項の規定による付替えの承認を受けている場合において、代替農地等を受贈者が農業の用に供する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡等をした特例適用農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特例適用農地等は、措置法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該譲渡等に係る特例適用農地等は、措置法第70条の4第16項の規定により譲渡等がなかったものとみなされることから、当該譲渡等に係る特例適用農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</u></p> <p>(注) <u>上記の譲渡等に係る特例適用農地等について、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特例適用農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</u></p> <p><u>なお、この場合において、当該譲渡等があった日から1年以内に代替農地等を当該譲渡等に係る特例適用農地等に代わるものとして農業の用に供しなかったときには、その譲渡等があった日から1年を経過する日において譲渡等があったものとみなされ、当該譲渡等に係る農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することになる。</u></p>	<p>き価額は、・・・</p> <p>(営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5—4 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け（以下70の5—4において「営農困難時貸付け」という。）が行われている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 営農困難時貸付けが行われていた農地等について、措置法令第40条の7第52項の規定により措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合に、当該農地等に係る贈与者の死亡の日において、当該農地等につき新たな営農困難時貸付けが行われていないときの当該農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の4第17項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>70の5—6 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第17項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、措置法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4第17項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかつたものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕</p> <p>(削除)</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6—2 ……</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第67項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) ……</p> <p>(相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に係る措置法第70条の6第1項の適用)</p> <p>70の6—2の2 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した農地等については、</p>	<p>(措置法第70条の4第16項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>70の5—6 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第16項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、措置法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4第16項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかつたものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕</p> <p><u>(農地法第32条の規定による通知に係るもの)</u></p> <p><u>70の6—1の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第1号において同じ。)に係るもの」については、70の4—1の2(農地法第32条の規定による通知に係るもの)を準用する。</u></p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6—2 ……</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第61項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) ……</p> <p>(相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に係る措置法第70条の6第1項の適用)</p> <p>70の6—2の2 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した農地等については、</p>

改正後	改正前
<p>当該農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等に該当しない場合（措置法令第40条の7第4項に該当する場合を除く。）には、同法第70条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成7年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成12年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成13年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成14年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成15年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成17年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成21年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び平成26年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p>	<p>当該農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等に該当しない場合（措置法令第40条の7第3項に該当する場合を除く。）には、同法第70条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成7年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成12年改正前の措置法」という。）</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成13年改正前の措置法」という。）</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成15年改正前の措置法」という。）</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成17年改正前の措置法」という。）</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(3) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者</p> <p>(5) . . .</p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6—6 . . . かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、当該死亡の日前に、当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合において、当該被相続人が所有する農地の<u>うちに</u>、<u>利用意向調査に係る農地で農地法第36条第1項各号に該当するときにおける当該農地について</u>、措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該被相続人もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から(4)までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、当該受贈者が同条第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の当該受贈者</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(農業経営を行う者)</p> <p>70の6—8 . . .</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2((農業相続人の範囲))の(2)から(4)までに掲</p>	<p>による改正前の租税特別措置法(以下70の6—104までにおいて「平成21年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第3項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(3) 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者</p> <p>(5) . . .</p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6—6 . . . かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、当該死亡の日前に、当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合において、当該被相続人が所有する農地の<u>内に</u>、<u>農地法第32条の規定による通知の対象となった農地があるときにおいて</u>、当該通知の対象となった農地について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該被相続人もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から(4)までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、当該受贈者が同条第21項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の当該受贈者</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(農業経営を行う者)</p> <p>70の6—8 . . .</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2((農業相続人の範囲))の(2)から(4)までに掲</p>

改正後	改正前
<p>げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けにより貸し付けている者又は特定貸付者が含まれることに留意する。</p> <p>（被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地）</p> <p>70の6—13 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合 措置法令第40条の7第72項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第48項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第18項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている措置法第70条の6第28項に規定する農業相続人が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(8) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(9) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合</p>	<p>げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けにより貸し付けている者又は特定貸付者が含まれることに留意する。</p> <p>（被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地）</p> <p>70の6—13 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) 措置法第70条の6第21項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合 措置法令第40条の7第65項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第41項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第61項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第17項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第61項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けている措置法第70条の6第27項に規定する農業相続人が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(8) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(9) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合</p>

改正後	改正前
<p>措置法第70条の4第22項に規定する當農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地 (10) . . .</p> <p>(被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</p> <p>70の6—13の2 70の6—6((被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該被相続人が所有する農地のうちに、<u>利用意向調査に係る農地で農地法第36条第1項各号に該当するときにおける当該農地については、措置法第70条の6第1項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</u></p> <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地(当該譲渡等が措置法70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(受贈者の死亡後に農業の用に供することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—14の2 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第16項の規定による付替えの承認を受けている場合において、代替農地等を譲渡等に係る特例適用農地等に代わるものとして受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とする前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該代替農地等のうち相続開始時において農地又は採草放牧地に該当し</p>	<p>措置法第70条の4第21項に規定する當農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地 (10) . . .</p> <p>(被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</p> <p>70の6—13の2 70の6—6((被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該被相続人が所有する農地法第32条の規定による通知の対象となつた農地については、措置法第70条の6第1項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ない土地については、措置法第70条の6第1項に規定する農地等に該当しないことから、同項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないことに留意する。ただし、当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該土地が農地又は採草放牧地となり、かつ、当該受贈者の相続人から当該農地又は採草放牧地（当該付替えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。）を相続税の課税価格の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>（受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用）</p> <p>70の6—15 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第17項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、70の6—14（（受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用））の取扱いを準用する。</p> <p>また、・・・ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第17項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、・・・</p> <p>（第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件）</p> <p>70の6—20 措置法令第40条の7第7項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>（特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合）</p> <p>70の6—21 措置法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があった場合」とは、次に掲げる場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地の面積のうち当該採草放牧地及び措置法令第40条の6第3項に規定する従前採草放牧地の面積の合計の3分の1未満の面積のもの並びに農業相続人の</p>	<p>（受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用）</p> <p>70の6—15 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第16項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、70の6—14（（受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用））の取扱いを準用する。</p> <p>また、・・・ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第16項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、・・・</p> <p>（第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件）</p> <p>70の6—20 措置法令第40条の7第6項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>（特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合）</p> <p>70の6—21 措置法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があった場合」とは、次に掲げる場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地の面積のうち当該採草放牧地及び措置法令第40条の6第2項に規定する従前採草放牧地の面積の合計の3分の1未満の面積のもの並びに農業相続人の</p>

改正後	改正前
<p>有する準農地の面積のうち当該準農地及び同条第5項に規定する従前準農地の面積の合計の3分の1未満の面積を残す農地等の贈与があった場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第72項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(3) 当該特例農地等が平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額（当該相続税の額に係る利子税の額を含む。）は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになることに留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 相続又は遺贈により農地等を取得した措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等（以下「譲渡等」という。）をしている場合における同項の規定による当該相続税の納税猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) 当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地（当該譲渡等が同法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第30項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(2) 当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡であり、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地（同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲</p>	<p>有する準農地の面積のうち当該準農地及び同条第4項に規定する従前準農地の面積の合計の3分の1未満の面積を残す農地等の贈与があった場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第65項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(3) 当該特例農地等が平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額（当該相続税の額に係る利子税の額を含む。）は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになることに留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 相続又は遺贈により農地等を取得した措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等（以下「譲渡等」という。）をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第28項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p><u>渡等に係る農地等の相続の開始があった日前に取得したものを除く。)</u>で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に、同項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該1年以内に農地又は採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地（同条第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の相続の開始があった日前に取得したものを除く。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであるときは、当該農地等の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第34項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第39項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第21項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の6—24 特例農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項又は第19項から第21項までに規定する「譲渡等があった日」については、70の4—23((譲渡の時期))を準用する。</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の6—25 措置法令第40条の7第8項に規定する「使用人」については、70の4—24((使用人の範囲))を準用する。</p>	<p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第32項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第20項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の6—24 特例農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項、第19項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」については、70の4—23((譲渡の時期))を準用する。</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の6—25 措置法令第40条の7第7項に規定する「使用人」については、70の4—24((使用人の範囲))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の6—27 措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>なお、同条第39項第4号に定める相続税について同項の規定により免除があった場合には、70の6—30の2((市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算))に留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第19項若しくは第21項において準用する措置法第70条の4第15項第3号若しくは第17項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6—41までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合又は措置法第70条の6第20項に規定する代替特例農地等(以下70の6—64の2までにおいて「代替特例農地等」という。)で、同項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放牧地(以下70の6—41までにおいて「付替特例農地等」という。)を農業の用に供していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2) 既往において、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D+E)}$ <p>(3) 既往において、付替特例農地等を農業の用に供している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')}$ <p>(4) 既往において、措置法第70条の6第21項において準用する措置法第70条の4第17項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D''+E'')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、相続又は遺贈により取得した特例農地等の当該取得時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第10項に規定する譲渡又は設定(以下70の6—27において「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等(収用交換等による譲渡等を除く。)をした特例農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第</p>	<p>(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の6—27 措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>なお、同条第38項第4号に定める相続税について同項の規定により免除があった場合には、70の6—30の2((市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算))に留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6—27において「代替取得農地等」という。)を取得していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2) 既往において、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D+E)}$ <p>(3) 既往において、措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、相続又は遺贈により取得した特例農地等の当該取得時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定(以下70の6—27において「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等(収用交換等による譲渡等を除く。)をした特例農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第</p>

改正後	改正前
<p>1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\text{譲渡等をした特例農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例農地等の対価額}}$ <p>Eは、Dの面積のうち、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>Fは、代替取得農地等又は付替特例農地等の面積をいう。</p> <p><u>D'</u> は、既往において措置法70条の6第20項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\text{譲渡等をした特例農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額に相当する代替特例農地等の価額}}{\text{譲渡等をした特例農地等の対価の額}}$ <p><u>E'</u> は、<u>D'</u> の面積のうち、同項第2号の規定により譲渡等されたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D' \text{ の面積} \times \frac{\text{代替特例農地等のうち農業の用に供していない部分に相当する価額}}{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p><u>D''</u> は、既往において措置法第70条の6第21項において準用する措置法第70条の4第17項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p>	<p>1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\text{譲渡等をした特例農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例農地等の対価額}}$ <p>Eは、Dの面積のうち、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>Fは、代替取得農地等の面積をいう。</p> <p><u>D'</u> は、既往において措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p>

改正後	改正前
<p>譲渡等をす る見込みで ある特定農 地等の面積</p> $\times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$ <p><u>E''</u> は、<u>D''</u> の面積のうち、措置法第70条の6第21項において準用する措置法第70条の4第17項第2号ハの規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D'' \text{ の面積} \times \frac{D'' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D'' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の6—28 措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第8項に規定する「その他の施設」については、70の4—27((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p>70の6—29 措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第8項に規定する「転用」が行われた土地(70の6—28により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、70の4—28((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の6—30 措置法令第40条の7第10項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4—29((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p>	<p>譲渡等をす る見込みで ある特定農 地等の面積</p> $\times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$ <p><u>E'</u> は、<u>D'</u> の面積のうち、措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第2号ハの規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D' \text{ の面積} \times \frac{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の6—28 措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については、70の4—27((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p>70の6—29 措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地(70の6—28により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、70の4—28((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の6—30 措置法令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4—29((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第39項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、・・・</p> <p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)</p> <p>70の6—31 措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第10項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る措置法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、70の4—30((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6—38 ・・・</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額(相続税法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)を控除した後の金額をいい、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第39項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>Bは、・・・</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6—39 措置法第70条の6第36項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、70の4—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))を準用する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p>	<p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第38項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、・・・</p> <p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)</p> <p>70の6—31 措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る措置法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、70の4—30((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6—38 ・・・</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額(相続税法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)を控除した後の金額をいい、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第38項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>Bは、・・・</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6—39 措置法第70条の6第35項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、70の4—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))を準用する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p>

改正後	改正前
<p>70の6—41</p> <p>(注) 1</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が代替取得農地等又は付替特例農地等である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換え又は付替えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額又は付替特例農地等の価額}} \times \frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換え又は付替えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}}{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えたものの取得時における農業投資価格控除後の対価の額(C)}}$ <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6—42 措置法令第40条の7第20項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換え又は付替えがあった場合)</p> <p>70の6—44 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者(以下「被設定者」という。)が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4—47の2((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の付替えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の6—46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類については、70の4—49((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換え若しくは付替え又は特定農地等の買換え</p>	<p>70の6—41</p> <p>(注) 1</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が措置法第70条の6第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6—41において「代替取得農地等」という。)である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えたものの取得時における農業投資価格控除後の対価の額(C)}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えたものの取得時における農業投資価格控除後の対価の額(C)}}{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えたものの取得時における農業投資価格控除後の対価の額(C)}}$ <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6—42 措置法令第40条の7第18項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の6—44 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者(以下「被設定者」という。)が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の6—46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類については、70の4—49((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>があった場合に提出する書類))を準用する。</p> <p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の6—49 措置法令第40条の7第20項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> <p>(前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の6—50 措置法令第40条の7第20項第2号に規定する「前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第15項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項の規定により貸し付けることのできる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の7第72項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の6第9項の規定により農業相続人の推定相続人の1人に対して使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第28項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の6の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の6—54 措置法令第40条の7第22項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第24項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第17項の取扱いの準用)</p> <p>70の6—63 措置法第70条の6第19項又は第21項において準用する措置法第70条の4第15項又は第17項の規定の適用については、70の4—67((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から70の4—69の2((収用交換等による譲渡等により譲渡の日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みの土地を取得した場合の費用))まで、70の4—70((農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合))及び70の4—71((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))を準用する。</p>	<p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の6—49 措置法令第40条の7第18項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> <p>(前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の6—50 措置法令第40条の7第18項第2号に規定する「前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第13項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項の規定により貸し付けることのできる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の7第65項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の6第9項の規定により農業相続人の推定相続人の1人に対して使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第27項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の6の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の6—54 措置法令第40条の7第20項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第22項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第16項の取扱いの準用)</p> <p>70の6—63 措置法第70条の6第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項又は第16項の規定の適用については、70の4—67((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から70の4—71((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>(特例農地等の付替えについての措置法第70条の4第16項の取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の6—63の2 措置法第70条の6第20項の規定の適用については、70の4—69の3((収用交換等による譲渡の時ににおける代替農地等の価額))及び70の4—71の2((代替農地等の譲渡等の時ににおける価額が譲渡等の対価の額を超過する場合))を準用する。</u></p> <p><u>(農業相続人の死亡後に農業の用に供した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</u></p> <p><u>70の6—64の2 特例農地等の譲渡等につき措置法第70条の6第20項の規定による付替えの承認を受けている場合において、代替特例農地等を譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とする前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、70の6—14の2((受贈者の死亡後に農業の用に供した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。</u></p> <p>(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—65 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第21項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、70の6—15((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6—66 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—86までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6—77までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。) (3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。) 	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—65 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、70の6—15((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6—66 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—86までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6—77までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。) (3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)

改正後	改正前
<p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等（農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。）</p> <p>（一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の6—67 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第25項後段に定める価額</p> <p>（注） 措置法第70条の6第25項後段に定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該農業相続人の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p>（注） 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第27項の規定により準用する同条第25項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>（主務大臣の認定を要しない事業）</p> <p>70の6—68 措置法第70条の6第22項に規定する主務大臣の認定については、70の4—73（（主務大臣の認定を要しない事業））を準用する。</p> <p>（一時的道路用地等としての貸付先）</p> <p>70の6—69 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、70の4—74（（一時的道路用地等としての貸付先））を準用する。</p>	<p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等（農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。）</p> <p>（一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の6—67 措置法第70条の6第21項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第24項後段に定める価額</p> <p>（注） 措置法第70条の6第24項後段に定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該農業相続人の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p>（注） 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第26項の規定により準用する同条第24項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>（主務大臣の認定を要しない事業）</p> <p>70の6—68 措置法第70条の6第21項に規定する主務大臣の認定については、70の4—73（（主務大臣の認定を要しない事業））を準用する。</p> <p>（一時的道路用地等としての貸付先）</p> <p>70の6—69 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、70の4—74（（一時的道路用地等としての貸付先））を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の6第22項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6—70 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第22項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4—75((措置法第70条の4第18項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の6—71 措置法第70条の6第23項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、70の4—76((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第25項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第22項の承認を受けた日の翌日とは、同条第25項に規定する農業相続人の相続人が同条第31項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の取扱いは、措置法第70条の6第27項の規定により準用する同条第25項の規定の適用がある場合も同様とする。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6—72 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が同条第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第20項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用、同条第29項に規定する営農困難時貸付を行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4—77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第50項に規定する届出書又は同条第52項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第39項第1号の規定により同条第1項に規定する相続</p>	<p>(措置法第70条の6第21項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6—70 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第21項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4—75((措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の6—71 措置法第70条の6第22項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、70の4—76((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第24項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第21項の承認を受けた日の翌日とは、同条第24項に規定する農業相続人の相続人が同条第30項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の取扱いは、措置法第70条の6第26項の規定により準用する同条第24項の規定の適用がある場合も同様とする。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6—72 措置法第70条の6第21項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が同条第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第18項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用、同条第27項に規定する営農困難時貸付を行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4—77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第22項に規定する届出書、措置法令第40条の7第43項に規定する届出書又は同条第45項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第38項第1号の規定により同条第1項に規定する相続</p>

改正後	改正前
<p>税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第25項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6—74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け（以下70の6—91までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第56項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の6—74までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行われている場合に限る。）における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合)</p> <p>70の6—75 措置法第70条の6第28項に規定する農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合については、70の4—81((受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行う特例農地等の単位)</p> <p>70の6—76 措置法第70条の6第28項の規定は、特例農地等の一部について貸付けを行う場合でも適用があることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6—77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権</p>	<p>税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第24項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6—74 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け（以下70の6—91までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第49項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の6—74までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行われている場合に限る。）における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合)</p> <p>70の6—75 措置法第70条の6第27項に規定する農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合については、70の4—81((受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行う特例農地等の単位)</p> <p>70の6—76 措置法第70条の6第27項の規定は、特例農地等の一部について貸付けを行う場合でも適用があることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6—77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権</p>

改正後	改正前
<p>を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同条第22項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6—78 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、営農困難時貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 営農困難時貸付けが行われていた特例農地等について、農業相続人の死亡の前までに措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第23項に規定する耕作の放棄(以下70の6—90までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の6—90までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該農業相続人の死亡の日において新たな営農困難時貸付けが行われていないときにおける特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6—79 措置法令第40条の7第57項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の<u>全て</u>に対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したもの</p>	<p>を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同条第21項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6—78 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、営農困難時貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 営農困難時貸付けが行われていた特例農地等について、農業相続人の死亡の前までに措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の放棄(以下70の6—90までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の6—90までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該農業相続人の死亡の日において新たな営農困難時貸付けが行われていないときにおける特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6—79 措置法令第40条の7第50項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の<u>すべて</u>に対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したもの</p>

改正後	改正前
<p>とみなされる場合)</p> <p>70の6—80 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該営農困難時貸付農地等につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるときには、次に掲げるものを除き、当該営農困難時貸付農地等は、営農困難時貸付けが行われている特例農地等として取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の6—81 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第23項の耕作の放棄又は権利消滅があったとき（当該営農困難時貸付農地等に係る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について同項第3号の税務署長の承認を受けているとき、又は当該税務署長の承認を受けていない場合で当該贈与者の死亡の日前2月以内に同項の耕作の放棄又は権利消滅があったときに限る。）における当該営農困難時貸付農地等（既に同項の規定により同項第2号又は第4号の届出書が提出されたものを除く。）に係る措置法第70条の6の規定の適用については、措置法令第40条の7第59項に定めるところによることに留意する。</p> <p>この場合において、同項第1号口に規定する書類を同項に規定する相続税の申告書に添付して提出した農業相続人が当該耕作の放棄又は権利消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていないとき又は当該農業相続人の農業の用に供していないときは、同日において同項において準用する措置法第70条の4第23項第4号の規定により権利設定があったものとみなされ、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等のうち同日までに新たな措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていない部分又は当該農業相続人の農業の用に供していない部分について相続税の納税猶予の期限が確定することに留意する。</p> <p>(贈与者の死亡後に耕作の放棄又は権利消滅があった場合)</p> <p>70の6—82 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条</p>	<p>とみなされる場合)</p> <p>70の6—80 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡し、同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該営農困難時貸付農地等につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるときには、次に掲げるものを除き、当該営農困難時貸付農地等は、営農困難時貸付けが行われている特例農地等として取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の6—81 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第22項の耕作の放棄又は権利消滅があったとき（当該営農困難時貸付農地等に係る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について同項第3号の税務署長の承認を受けているとき、又は当該税務署長の承認を受けていない場合で当該贈与者の死亡の日前2月以内に同項の耕作の放棄又は権利消滅があったときに限る。）における当該営農困難時貸付農地等（既に同項の規定により同項第2号又は第4号の届出書が提出されたものを除く。）に係る措置法第70条の6の規定の適用については、措置法令第40条の7第52項に定めるところによることに留意する。</p> <p>この場合において、同項第1号口に規定する書類を同項に規定する相続税の申告書に添付して提出した農業相続人が当該耕作の放棄又は権利消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていないとき又は当該農業相続人の農業の用に供していないときは、同日において同項において準用する措置法第70条の4第22項第4号の規定により権利設定があったものとみなされ、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等のうち同日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていない部分又は当該農業相続人の農業の用に供していない部分について相続税の納税猶予の期限が確定することに留意する。</p> <p>(贈与者の死亡後に耕作の放棄又は権利消滅があった場合)</p> <p>70の6—82 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条</p>

改正後	改正前
<p>の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日から当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第23項の耕作の放棄（以下70の6—82において「耕作の放棄」という。）又は同項の権利消滅（以下70の6—82において「権利消滅」という。）があったときにおける当該営農困難時貸付農地等に係る措置法第70条の6の規定の適用については、当該贈与者の死亡に係る同条第1項に規定する相続税の申告書に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める書類を添付したときに限り、当該営農困難時貸付農地等は同条第28項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等と、当該耕作の放棄又は権利消滅は措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第23項の耕作の放棄又は権利消滅と、当該農業相続人は措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第23項第3号の税務署長の承認を受けたものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該営農困難時貸付農地等について、当該相続税の申告書の提出期限までに新たな措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行った場合 同項において準用する措置法第70条の4第23項第4号の届出書（当該提出期限前2月以内に措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行った場合で、当該提出期限までに当該届出書を提出できないときは、当該営農困難時貸付けを行った日その他措置法規則第23条の8第29項第1号に掲げる事項を記載した書類）</p> <p>(2) 当該営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みである場合 当該新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日その他措置法規則第23条の8第30項に掲げる事項を記載した書類</p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書） 70の6—83 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する届出書については、70の4—85（（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書））を準用する。</p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類） 70の6—84 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類については、70の4—86（（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類））を準用する。</p>	<p>の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日から当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第22項の耕作の放棄（以下70の6—82において「耕作の放棄」という。）又は同項の権利消滅（以下70の6—82において「権利消滅」という。）があったときにおける当該営農困難時貸付農地等に係る措置法第70条の6の規定の適用については、当該贈与者の死亡に係る同条第1項に規定する相続税の申告書に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める書類を添付したときに限り、当該営農困難時貸付農地等は同条第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等と、当該耕作の放棄又は権利消滅は措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項の耕作の放棄又は権利消滅と、当該農業相続人は措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項第3号の税務署長の承認を受けたものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該営農困難時貸付農地等について、当該相続税の申告書の提出期限までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行った場合 同項において準用する措置法第70条の4第22項第4号の届出書（当該提出期限前2月以内に措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行った場合で、当該提出期限までに当該届出書を提出できないときは、当該営農困難時貸付けを行った日その他措置法規則第23条の8第26項第1号に掲げる事項を記載した書類）</p> <p>(2) 当該営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みである場合 当該新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日その他措置法規則第23条の8第27項に掲げる事項を記載した書類</p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書） 70の6—83 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書については、70の4—85（（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書））を準用する。</p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類） 70の6—84 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第25項において準用する措置法規則第23条の7第32項第2号ニに定める書類については、70の4—86（（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類））を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の6第28項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6—85 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例農地等につき同条第28項に規定する地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4—87((措置法第70条の4第22項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6—86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の7第57項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第62項において準用する措置法第70条の6第22項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合)</p> <p>70の6—87 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行ったときでも、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けであることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の6—88 措置法令第40条の7第58項において準用する措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類については、70の4—89((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)</p> <p>70の6—89 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける農業相続人について、営農困難時貸付けを行っている特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該特例農地等を当該農業相</p>	<p>(措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6—85 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例農地等につき同条第27項に規定する地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4—87((措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6—86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の7第50項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第55項において準用する措置法第70条の6第21項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合)</p> <p>70の6—87 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行ったときでも、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けであることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の6—88 措置法令第40条の7第51項において準用する措置法令第40条の6第49項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第25項において準用する措置法規則第23条の7第36項第1号に定める書類については、70の4—89((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)</p> <p>70の6—89 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人について、営農困難時貸付けを行っている特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該特例農地等を当該農業相</p>

改正後	改正前
<p>続人の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合については、70の4—90((営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合))を準用する。</p>	<p>続人の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合については、70の4—90((営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合))を準用する。</p>
<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—90 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があり、その後、当該特例農地等に係る農業相続人が死亡した場合については、70の4—91((営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合))を準用する。</p>	<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—90 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があり、その後、当該特例農地等に係る農業相続人が死亡した場合については、70の4—91((営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合))を準用する。</p>
<p>(旧法猶予適用者が<u>営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の6の適用関係</u>)</p>	<p>(旧法猶予適用者が<u>措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係</u>)</p>
<p>70の6—92 旧法猶予適用者(次の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。)が<u>平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条第5項(納税猶予期限及び農業投資価格に関する規定)及び第38項(猶予税額の免除に関する規定)を除き同条の規定が適用されることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (6) 平成21年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 <p><u>(注) 旧法適用者が、平成26年4月1日以後に特例農地等について営農困難時貸付けを行うときは、平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定が適用されることに留意する(以下70の6—98までにおいて同じ。)</u></p>	<p>70の6—92 旧法猶予適用者(次の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。)が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条第5項(納税猶予期限及び農業投資価格に関する規定)及び第38項(猶予税額の免除に関する規定)を除き同条の規定が適用されることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 (6) 平成21年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人
<p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が<u>平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い</u>)</p>	<p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p>
<p>70の6—93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が<u>平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)</u>の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が有する特例農地等のうちに平成26年改正前の措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の<u>平成26年改正前</u></p>	<p>70の6—93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地</p>

改正後	改正前
<p>の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6—94 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人をいう。)が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書(以下70の6—94において「継続届出書」という。)の提出については、同条第27項において準用する平成26年改正前の措置法第70条の4第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第14項の規定</p> <p>(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第16項の規定</p> <p>(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第25項の規定</p> <p>(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定</p> <p>(5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定</p> <p>(注) 上記の継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>	<p>等とみなして同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6—94 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人をいう。)が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書(以下70の6—94において「継続届出書」という。)の提出については、同条第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第14項の規定</p> <p>(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第16項の規定</p> <p>(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第25項の規定</p> <p>(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定</p> <p>(5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定</p> <p>(注) 上記の継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>
<p>(旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の同条第39項に規定する利子税の割合)</p> <p>70の6—95 旧法猶予適用者(次表の①から⑥までに掲げる農業相続人をいう。)が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において同条第39項に規定する利子税の割合については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第44条第14項第3号の規定により、次の表に掲げる農業相続人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合となることに留意する。</p>	<p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の同条第39項に規定する利子税の割合)</p> <p>70の6—95 旧法猶予適用者(次表の①から⑥までに掲げる農業相続人をいう。)が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において同条第39項に規定する利子税の割合については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第44条第14項第3号の規定により、次の表に掲げる農業相続人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合となることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6—96 措置法第70条の6第32項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、70の4—96(継続届出書の提出期間)を準用する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第39項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)(以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の平成26年改正前の措置法第70条の6の適用関係))の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。以下70の6—97において同じ。))には適用がないことに留意する。</p> <p>なお、旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける場合も同様に、同条第38項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>また、旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第39項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者の利子税の割合)</p> <p>70の6—98 平成26年改正前の措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の平成26年改正前の措置法第70条の6の適用関係))の(2)から(6)までに掲げる農業相続人に限り、同条第27項の規定の適用を受けた農業相続人を除く。以下70の6—98において同じ。))にも適用されるが、旧法猶予適用者に適用される同条第39項に規定する利子税の割合は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)の附則第44条第12項第2号から第6号までの規定により次に掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する農業相続人 年3.6%</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる農業相続人以外の農業相続人 年6.6%</p> <p>(注)1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。</p>	<p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6—96 措置法第70条の6第31項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、70の4—96(継続届出書の提出期間)を準用する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第38項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)(以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の6第38項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係))の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。以下70の6—97において同じ。))には適用がないことに留意する。</p> <p>なお、旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける場合も同様である。</p> <p>また、旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第38項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者の利子税の割合)</p> <p>70の6—98 措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係))の(2)から(6)までに掲げる農業相続人に限り、同条第27項の規定の適用を受けた農業相続人を除く。以下70の6—98において同じ。))にも適用されるが、旧法猶予適用者に適用される同条第39項に規定する利子税の割合は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第44条第12項第2号から第6号までの規定により次に掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する農業相続人 年3.6%</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる農業相続人以外の農業相続人 年6.6%</p> <p>(注)1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>2 措置法第93条(利子税の割合の特例)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>3 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人に適用される利子税の割合は、平成3年改正前の措置法第70条の6第19項の規定により年6.6%であることに留意する。</p> <p><u>(平成26年改正前の措置法第70条の4及び平成26年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p><u>70の6—105 平成26年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成26年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)の附則第128条第3項及び第7項の規定の適用については、平成26年6月30日付課資2—12ほか2課共同「相続税法基本通達等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」通達の70の4—1((農地又は採草放牧地の意義))から70の6—105(既住通達の廃止))の取扱いの例による。</u></p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6—106 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱いについて」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2—154、直審5—16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</p>	<p>2 措置法第93条(利子税の割合の特例)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>3 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人に適用される利子税の割合は、平成3年改正前の措置法第70条の6第19項の規定により年6.6%であることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6—105 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱いについて」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2—154、直審5—16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</p>

改正後	改正前
<p>(3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</p> <p>(5) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）</p> <p>(6) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</p> <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の6の2—2 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第23項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを特定貸付けにより行ったときの当該特定貸付けについての措置法第70条の6の2の規定の適用については、70の4の2—2（（特定貸付けに該当しない貸付け））を準用する。</p> <p>(特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合)</p> <p>70の6の2—8 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第39項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6の2—11 旧法猶予適用者（次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。）が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第32項に規定する届出書（以下70の6の2—11において「継続届出書」という。）については、措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過す</p>	<p>(3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</p> <p>(5) 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）</p> <p>(6) 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</p> <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の6の2—2 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを特定貸付けにより行ったときの当該特定貸付けについての措置法第70条の6の2の規定の適用については、70の4の2—2（（特定貸付けに該当しない貸付け））を準用する。</p> <p>(特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合)</p> <p>70の6の2—8 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第38項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6の2—11 旧法猶予適用者（次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。）が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書（以下70の6の2—11において「継続届出書」という。）については、措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過す</p>

改正後	改正前
<p>るごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . . (3) . . . (4) . . . (5) . . . (注) . . .</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)</p> <p>70の6の2—12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用されることとなるが、同条第40項に規定する利子税の割合については、次に掲げる旧法猶予適用者の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係)]</p> <p>(特定貸付者の範囲)</p> <p>70の6の3—1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の4の2第1項各号又は第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。)を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(6)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける農業相続人 (2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける受贈者 (3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける農業相続人(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが特定貸付けにより行われていた場合に限る。) (4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける受贈者(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが特定貸付けにより行われていた場合に限る。) (5) 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける農業相続人 (6) 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける受贈者</p>	<p>るごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . . (3) . . . (4) . . . (5) . . . (注) . . .</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)</p> <p>70の6の2—12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用されることとなるが、同条第39項に規定する利子税の割合については、次に掲げる旧法猶予適用者の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係)]</p> <p>(特定貸付者の範囲)</p> <p>70の6の3—1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の4の2第1項各号又は第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。)を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(6)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける農業相続人 (2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける受贈者 (3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが特定貸付けにより行われていた場合に限る。) (4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが特定貸付けにより行われていた場合に限る。) (5) 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける農業相続人 (6) 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける受贈者</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) <u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業（同項第1号に掲げる事業に限る。）のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人をいう。）に対して行っていた貸付け</u></p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</p> <p>70の6の3—6 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記の場合において、相続税の申告書に特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項の適用を受けようとする旨の記載がない場合、同条第31項に規定する書類又は措置法令第40条の7の3第3項に規定する書類の添付がない場合には、措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</p> <p>70の6の3—6 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記の場合において、相続税の申告書に特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項の適用を受けようとする旨の記載がない場合、同条第30項に規定する書類又は措置法令第40条の7の3第3項に規定する書類の添付がない場合には、措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する。</p>